

【申請上の注意】

- (1) 申請者は、生徒の保護者（保護者がいない場合は、生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者）とします。なお、保護者等が2名以上いる場合はいずれか1名の保護者等が記入してください。
- (2) 保護者とは、親権を行う者または未成年後見人をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項または第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- (3) 保護者がいない場合は、生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法(注)における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または私立学校教職員共済法をいう。
- (4) 生徒に兄弟姉妹などがいる場合は、その生徒（兄弟姉妹）ごとに、原則として在学する高等学校等を通じて申請する必要があります。
- (5) 生活保護を受給している場合は、福祉事務所等に、生活保護のうち「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給しているかどうか確認のうえ、記入してください。
- (6) 「学校の種類・課程・学科」の欄には、次のうち該当するものを記入してください。
「全日制」、「定時制」、「通信制」、「専攻科」
- (7) 基準日とは、原則として、本年度の7月1日をいい、生徒が転入学等をした場合は、その転入学等をした日をいいます。なお、新入生の一部早期給付は4月1日、家計急変は原則として申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日である場合は、申請のあった月）の1日現在が基準となります。
- (8) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、給付の対象となりません。
- (9) 奨学のための給付金（滋賀県および他の都道府県による同種の事業によるものを含む。）の支給の回数が高校生等1人につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回。））を上限とする。ただし、学び直しへの支援の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）給付することができます。
- (10) 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、または修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。また、2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。